

(別紙)

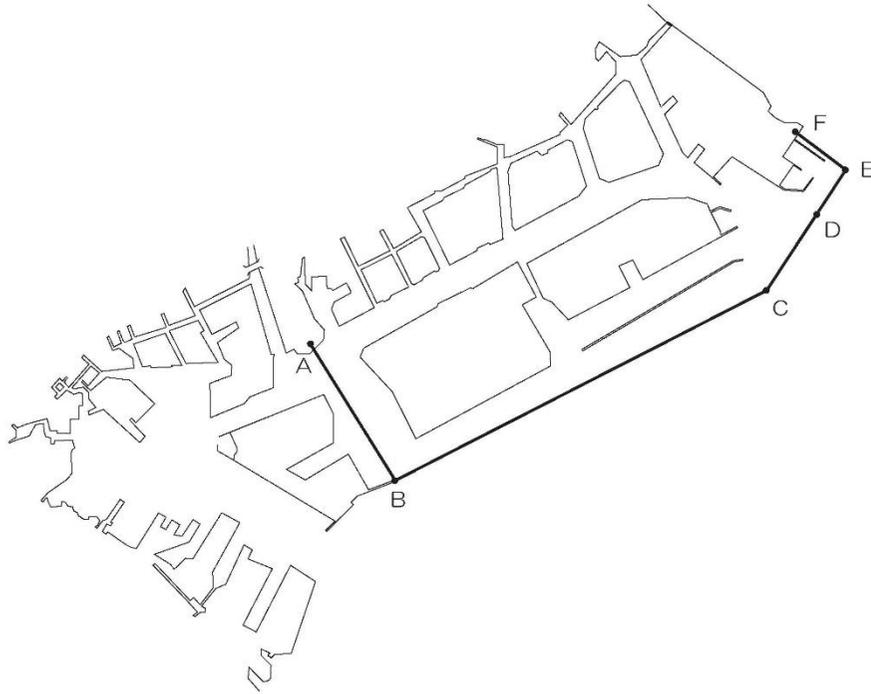
漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号）第 5 条第 1 項第 3 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数（人）	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
かさご、めばる、すずき流し刺し網漁業	1	定めなし	A 横浜市資源循環局鶴見工場煙突頂点 B 横浜大黒防波堤東灯台頂点 C 東燃ゼネラル石油扇島シーバース鉄塔頂点 D 川崎航路第 2 浮標灯 E 浮島換気塔頂点から川崎人工島「風の塔」頂点を見通した線上で F から 1200m の所 F 浮島換気塔頂点 区域 上記 AB、BC、CD、DE、EF の 5 直線並びに陸域によって囲まれた区域及び運河	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	横浜市神奈川区子安通りに漁業根拠地※を有している者	網入れは、日の入りから 5 時まで	令和 6 年 1 月 29 日 から同年 2 月 26 日 まで	許可日から令和 9 年 3 月 7 日まで

※ 漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。

< 操業区域参考図 >



- A 横浜市資源循環局鶴見工場煙突頂点
- B 横浜大黒防波堤東灯台頂点
- C 東燃ゼネラル石油扇島シーバース鉄塔頂点
- D 川崎航路第2浮標灯
- E 浮島換気塔頂点から川崎人工島「風の塔」頂点を見通した線上でFから1200mの所
- F 浮島換気塔頂点

区域 上記 AB、BC、CD、DE、EF の 5 直線並びに陸域によって囲まれた区域及び運河